

高齢者の生活保護受給率に関する若干の検討

曾 原 利 満

はじめに

高齢者の保護率，すなわち，生活保護受給率は非常に高い。また，その年次推移を観察してみると，高水準に停滞気味であり，他の年齢階級にみられるような保護率の減少傾向を，最近までは殆ど示してなかった点が注目される。本報告は，高齢者の保護率に関係があると思われる要因として，家族形態，就業状況，健康および公的な老齢年金の4つを取り上げて，統計資料を集め，整理してみたものである。

I 年齢階級別にみた被保護人員の動向

1) 年齢階級別にみた被保護人員の増減

表1は年齢階級別に被保護人員の年次推移を示したものである。これをみると，被保護人員の年次推移は，総数としては，昭和30年以降一貫して減少傾向をたどり，昭和50年を境にして増加傾向に転じていることがわかる。しかし，年齢階級別にみるとどうであろうか。大別して50歳未満の年齢階級と50歳以上の年齢階級では，被保護人員の年次推移の傾向に大きな相違が認められるのである。50歳未満の年齢階級では，大きな流れとして

みるならば，被保護人員は最近まで減少傾向にあったといえる。そして，若い年齢階級ほど，その減少傾向は著しかったようである。一方，50歳以上の年齢階級では，大きな流れとしてみるならば，被保護人員は最近まで，50歳未満の年齢階級とは逆に，増加傾向にあったといってよい。とくに60～69歳と70歳以上の両高年齢階級では増加傾向が大きかったようである。昭和50年前後を境にして，被保護人員の流れに変化が生じてきているが，この変化も50歳未満と50歳以上では異なっている。すなわち，50歳未満の年齢階級においては，それまでの減少傾向が停止して，若干の増加傾向すらみられるようになるのに対して，50歳以上の年齢階級においては，50～59歳では依然として増加傾向が続くが，60～69歳と70歳以上の両高年齢階級においては，それまでの増加傾向が停止し，若干の減少傾向，あるいは横ばい傾向がみられるようになっていることである。

こうしてみると，50歳未満の年齢階級の被保護人員の年次推移は被保護人員総数の年次推移の傾向とほぼ一致していることになる。50歳未満の年齢階級の被保護人員の動向が被保護人員総数の動向の基調になっており，50歳以上の年齢階級の被

表1 年齢階級別にみた被保護人員の年次推移

(単位：千人)

	昭30	35	40	45	46	47	48	49	50	51	52	53
総 数	2,130	1,725	1,581	1,328	1,301	1,349	1,329	1,268	1,302	1,310	1,339	1,378
0～9歳	605	406	292	195	181	185	177	164	169	172	179	185
10～19	495	396	357	228	211	214	208	195	200	206	215	229
20～29	150	102	75	61	58	60	57	52	54	56	57	56
30～39	265	225	193	158	151	154	148	139	140	137	139	143
40～49	239	212	214	183	178	185	186	182	191	196	203	212
50～59	127	134	159	148	148	153	154	149	154	156	162	169
60～69	126	124	158	182	188	199	205	196	198	192	188	186
70歳以上	124	125	133	172	185	197	194	192	196	194	195	199

(注) 各年7月1日現在。

(資料) 厚生省社会局「被保護者全国一斉調査結果報告」

表2 被保護人員の増減に対する各年齢階級の寄与の状況

	昭和30～40年		昭和40～50年		昭和30～50年		昭和50～53年	
	減少数	率(%)	減少数	率(%)	減少数	率(%)	増大数	率(%)
総 数	549,273	100.0	278,636	100.0	827,909	100.0	75,768	100.0
0 ～ 9 歳	313,057	57.0	123,015	44.1	436,072	52.7	15,878	21.0
10 ～ 19	137,576	25.0	157,049	56.4	294,625	35.6	28,545	37.7
20 ～ 29	74,841	13.6	21,510	7.7	96,351	11.6	2,583	3.4
30 ～ 39	72,062	13.1	52,511	18.8	124,573	15.0	2,854	3.8
40 ～ 49	24,992	4.6	22,754	8.2	47,746	5.8	20,699	27.3
50 ～ 59	△ 31,790	△ 5.8	4,664	1.7	△ 27,126	△ 3.3	15,294	20.2
60 ～ 69	△ 31,721	△ 5.8	△ 40,098	△ 14.4	△ 71,819	△ 8.7	△ 12,559	△ 16.6
70 歳 以上	△ 9,744	△ 1.8	△ 62,769	△ 22.5	△ 72,513	△ 8.8	2,474	3.3

(注) 1. 表1の被保護人員欄の計数から作成した。
2. △ はマイナスを示す。

保護人員の動向はそれを妨げる方向に作用してきているとみることができよう。

表2は被保護人員総数の増減に対する各年齢階級の寄与の程度を分析してみたものである。この表から、最近までみられた被保護人員の減少は主として0～9歳、10～19歳における被保護人員の減少によるものであることがわかるであろう。昭和30年から50年までをとおしてみると、被保護人員総数は213万人から130万2,000人へ減少したのであるが、その減少数82万7,909人の年齢別内訳は、0～9歳で43万6,072人の52.7%、10～19歳で29万4,625人の35.6%、両年齢階級を合わせると全減少数の実に88.3%を占めている。20～29歳、30～39歳という年齢階級においても被保護人員の減少に寄与しているが、両年齢階級を合計しても22万924人の26.6%と比較的少ない。高年齢階級は逆に被保護人員が増加したので、被保護人員総

数の減少を妨げる方向に働いている。50歳以上の年齢階級を合計してみると、△17万1,458人の△20.8%で、マイナスの寄与という結果になっている。

このように0～9歳と10～19歳において被保護人員が激減した理由としては、1世帯当り児童数の減少、単身被保護世帯の増加、30～39歳、40～49歳の両年齢階級における被保護人員の減少等が考えられるであろう。

2) 年齢階級別にみた被保護率の動向

被保護人員の大小は人口の大小と関連するので、被保護人員だけでもって、年齢階級別の比較をしたり、あるいは、年次別推移の傾向を記述したりするのは正確でない。そこで、表3を用意した。この表は年齢階級別に保護率、すなわち、人口千人当り被保護人員を年次推移にして示したもので

表3 年齢階級別にみた保護率の年次推移

	昭30	35	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
総 数	23.9	18.5	16.1	15.6	15.0	14.1	13.4	12.8	12.4	12.6	12.2	11.5	11.6	11.6	11.7	12.0
0 ～ 9 歳	29.8	23.8	18.3	17.5	15.9	14.3	12.8	11.5	10.4	10.3	9.6	8.7	8.9	8.9	9.3	9.7
10 ～ 19	27.3	19.5	17.8	16.4	15.8	14.6	14.0	13.5	12.8	13.1	12.9	12.1	12.3	12.8	13.1	13.8
20 ～ 29	9.4	6.2	4.3	4.3	4.0	3.6	3.3	3.1	2.9	3.0	2.9	2.6	2.7	2.8	3.0	3.1
30 ～ 39	23.6	16.6	12.2	11.9	11.5	10.8	10.3	9.5	9.0	9.0	8.5	7.9	7.9	7.9	7.8	7.7
40 ～ 49	25.6	21.5	19.6	18.7	17.5	16.0	14.8	13.8	13.0	12.9	12.6	12.0	12.3	12.4	12.6	13.0
50 ～ 59	18.0	17.0	18.3	18.1	18.0	17.4	16.8	16.1	15.8	16.0	15.7	14.8	14.8	14.3	14.2	14.3
60 ～ 69	28.3	24.4	26.8	27.1	27.7	27.4	27.1	27.2	27.4	28.0	28.2	26.3	25.7	24.1	23.3	22.7
70 歳 以上	44.4	39.3	36.8	37.3	38.4	38.7	39.4	39.6	40.7	41.1	38.6	37.1	36.4	34.7	33.5	32.6

(注) 保護率とは人口千人当り被保護人員数のこと。

(資料) 厚生省社会局「被保護者全国一斉調査結果報告」

ある。

0～9歳と10～19歳の保護率は、その親に相当する30～39歳と40～49歳の保護率に歩調をほぼ揃えて推移してきているようである。そこで、ここでは、20歳以上について、年齢階級別に保護率の比較をしてみることにする。表示した最初の時点である昭和30年の年齢階級別保護率をみると、20～29歳で9.4と最も低く、70歳以上で44.4と最も高くなっている。そして、間にはさまれている30～39歳、40～49歳、50～59歳および60～69歳では、それぞれ23.6、25.6、18.0、23.3となっており、この4年齢階級では、その頃はまだ、それほど差が開いていない。昭和30年以降になると、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳の4年齢階級では保護率が次第に低下していく。しかし、60～69歳と70歳以上の両年齢階級の保護率はある水準に停滞していたり、あるいは逆に上昇したりで、一定の低下傾向がみられるようになるのは昭和47年以降のことである。両年齢階級の保護率が現在比較的高いのは、その辺に理由があろう。とくに70歳以上では、昭和30年にすでにかなり高い保護率にあったのであるからなおさらである。

50～59歳の保護率の年次推移も注目し値する。50～59歳の保護率は昭和30年頃までは比較的低く、30～39歳および40～49歳の両年齢階級の保護率よりもむしろ低かったのである。しかし、その後、30～39歳と40～49歳の両年齢階級では比較的急速

な保護率の低下が進むのに対して、50～59歳の保護率の低下速度は比較的ゆるいため昭和40年に至って逆転し、以後ますます両者の保護率の差は広がってきている。

いま1つ注目すべきことは、20～29歳、30～39歳、40～49歳の3年齢階級では、昭和50年以降それまで一貫していた保護率の低下傾向がとまり、逆に上昇に転じるような気配があることである。一方、50～59歳、60～69歳、70歳以上の高年齢階級では、昭和50年以降も保護率の低下傾向が続いている。すなわち、50～59歳では昭和43年以降ゆっくりと低下が続いており、60～69歳と70歳以上では昭和48年以降それまでの横ばい状態から低下傾向に転じ、それが現在まで続いている。

なお、表示しなかったが、20歳以上では、どの年齢階級をみても女子の保護率が男子の保護率を上回っていること、それから、0～9歳と10～19歳の保護率の年次推移は30～39歳と40～49歳の女子の保護率の年次推移とさらによく一致していることを付言しておく。

3) 世帯類型別にみた保護開始率と保護受給期間の動向

保護率は保護開始率、すなわち、人口千人当り保護開始人員の大小と保護受給期間の長短できまるといえる。高齢者の保護率が比較的高い理由は、保護開始率の高いことと、保護受給期間の長いこ

表4 世帯類型別にみた保護世帯率と保護開始世帯率

	保護世帯率 (千世帯当り)						保護開始世帯率 (千世帯当り)					
	総数	高齢者世帯			母子世帯	その他	総数	高齢者世帯			母子世帯	その他
		総数	単身	その他				総数	単身	その他		
昭34	21.0	165.2	250.6	74.3	175.9	13.0	0.55	3.16	4.69	1.53	4.02	0.39
46	20.7	145.3	219.1	68.3	175.4	13.0	0.55	2.84	4.17	1.46	4.38	0.40
47	21.0	167.0	244.4	80.0	180.4	12.5	0.56	2.77	3.93	1.47	4.52	0.41
48	20.8	152.7	230.9	69.1	176.2	12.4	0.45	1.79	2.49	1.04	3.77	0.34
49	20.1	153.2	231.8	71.0	163.3	11.8	0.44	1.70	2.42	0.95	4.16	0.33
50	20.7	144.1	221.9	64.6	173.7	12.4	0.47	1.50	2.13	0.85	5.14	0.36
51	19.9	121.6	184.9	53.8	161.4	12.1	0.43	1.19	1.68	0.67	4.90	0.33
52	20.2	116.4	175.1	53.0	186.8	12.4	0.45	1.17	1.62	0.69	5.84	0.34
53	20.7	116.2	186.3	47.6	200.4	12.4	0.45	1.21	1.79	0.64	6.41	0.33

(注) 保護世帯率と保護開始世帯率はそれぞれ保護世帯数と保護開始世帯数を世帯数で除したものである。なお、保護開始世帯数は月間計数である。

(資料) 保護世帯数は「被保護者全国一斉調査結果報告」、保護開始世帯数は「生活保護動態調査報告」、世帯数は「厚生行政基礎調査報告」による。いずれも厚生省資料である。

との相乗した結果であると考えられる。表4と表5は、年齢階級別の資料がないので、世帯類型別の資料を用いて昭和45年以降の高齢者世帯の保護開始率と保護受給期間を検討するために用意したものである。

表4には世帯類型別に保護世帯率と保護開始世帯率が示してある。保護世帯率と保護開始世帯率は、どちらもそれぞれの類型に属する全世帯についての千世帯当りの比率になっている。

高齢者世帯と母子世帯の保護率が高いこと、とくに高齢者世帯では単身世帯の保護率の高いのが目立っている。高齢者世帯と母子世帯で異なる点は、高齢者世帯の保護率は昭和45年以降かなりの低下傾向にあるのに対して、母子世帯ではそういう傾向が認められないという点であろう。

保護開始世帯率はどうか。高齢者世帯の保護開始率は一般世帯の保護開始率にくらべて高いことは高いのであるが、保護率ほどには差が開いていないようである。母子世帯の保護開始率は非常に高いといえる。一般世帯の保護開始率とくらべて保護率と同じ位に差が開いているようである。高齢者世帯では保護開始率が最近低下しているのが目立っている。保護率の低下速度よりもずっと速く低下しているのがわかるであろう。母子世帯では保護開始率が逆に上昇してきている。保護開始率の動向から今後の保護率の動向を探てみると、高齢者世帯の保護率は低下傾向が持続し、母子世帯の保護率は逆に上昇傾向を持続するものと考えられる。

表5は世帯類型別に保護廃止世帯の保護開始から廃止までの平均保護受給期間を年次推移にして

示したものである。高齢者世帯については、保護受給期間が最も長いこと、また、保護受給期間の長期化傾向がはっきりと示されている。また、高齢者世帯のうちでも保護率の高い単身世帯において保護受給期間の伸びが目立っているのが注目される。

II 高齢者の保護率に関係する諸要因の検討

1) 家族形態別にみた高齢者の保護率

最近では子と同居する高齢者が次第に減少してきて、高齢者世帯が増えてきている。厚生行政基礎調査によると、昭和53年現在で、高齢者世帯に属する高齢者は約25%である。

表6は家族形態別に高齢者数の年次推移を示したものである。左側は生活保護を受けている高齢者についてであり、右側は高齢者全体についてのものである。家族形態は高齢者世帯とその他世帯に2分するにとどめた。高齢者世帯については、さらに単独世帯とその他世帯に二分している。推計方法を簡単に述べておこう。まず、被保護高齢者の方であるが、総数は「被保護者全国一斉調査結果報告」の男子65歳以上、女子60歳以上の被保護者合計である。高齢者世帯に属する被保護高齢者数は同調査報告の被保護高齢者世帯数を被保護高齢者数に換算したものである。単独世帯は1人、その他世帯は2人として換算した。その他世帯の殆どは夫婦世帯であるから、それほど狂いはないと考えている。高齢者世帯以外のその他世帯に属する被保護高齢者数は総数から高齢者世帯に属する人数を減じて残差として求めた。次に高齢者全体の方に移る。総数は総理府統計局が毎年発表し

表5 世帯類型別にみた保護廃止世帯の平均受給期間

	昭46	47	48	49	50	51	52	53
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
総 数	2・6	2・4	2・7	2・9	2・8	3・0	3・0	3・1
高齢者世帯	3・8	3・10	4・5	5・0	5・0	5・7	5・9	6・4
単 身	3・11	4・0	4・8	5・3	5・4	5・10	6・1	6・8
夫 婦	2・8	2・6	3・2	3・5	3・2	4・3	3・11	4・2
そ の 他	3・2	2・7	3・2	3・10	2・8	4・1	3・10	4・4
母子世帯	2・10	2・7	2・9	2・8	2・4	2・5	2・2	2・2
その他世帯	2・1	1・10	2・0	2・0	1・11	2・2	2・2	2・2

(注) 高齢者世帯の夫婦は、夫婦のみのほか夫婦と18歳未満の子より成る世帯を含む。

(資料) 厚生省「生活保護動態調査報告」

表 6 家族形態別にみた被保護高齢者数と高齢者数の年次推移

		被保護高齢者数(人)					高 齢 者 数(人千)				
		総 数	高 齢 者 世 帯			そ の 他 世 帯	総 数	高 齢 者 世 帯			そ の 他 世 帯
			総 数	単 独	そ の 他			総 数	単 独	そ の 他	
実 数	昭35	222,934	146,244	99,846	46,398	76,690	6,845	739	302	437	6,106
	40	255,184	173,607	106,059	67,548	81,577	7,900	1,200	462	738	6,700
	41	266,058	186,457	112,067	74,390	79,601	8,136	...	...	...	...
	42	283,979	197,150	121,280	75,870	86,829	8,432	1,434	537	897	6,998
	43	293,494	211,524	132,358	79,166	81,970	8,709	1,486	537	949	7,223
	44	305,647	228,362	143,296	85,066	77,285	9,005	1,659	613	1,046	7,346
	45	317,998	240,454	154,004	86,450	77,544	9,301	1,900	659	1,241	7,479
	46	336,288	255,265	164,153	91,112	81,023	9,605	2,174	746	1,428	7,511
	47	358,573	282,629	178,397	104,232	75,944	10,054	2,126	764	1,361	7,928
	48	360,685	283,053	180,787	102,266	77,632	10,391	2,333	813	1,520	8,058
	49	353,047	286,132	180,476	105,656	66,915	10,734	2,235	767	1,468	8,499
	50	359,667	285,133	181,989	103,144	74,534	11,218	2,413	816	1,597	8,805
	51	353,163	279,314	180,794	98,520	73,849	11,593	2,864	1,000	1,864	8,729
	52	351,741	281,324	183,504	97,820	70,417	11,969	2,806	984	1,822	9,163
	53	352,894	284,355	187,075	97,280	68,539	12,345	3,046	1,000	2,046	9,299
構 成 比 (%)	昭35	100.0	65.6	44.8	20.8	34.4	100.0	10.8	4.4	6.4	89.2
	40	100.0	68.0	41.6	26.5	32.0	100.0	15.2	5.8	9.3	84.8
	41	100.0	70.1	42.1	28.0	29.9	100.0	...	...	...	...
	42	100.0	69.4	42.7	26.7	30.6	100.0	17.0	6.4	10.6	83.0
	43	100.0	72.1	45.1	27.0	27.9	100.0	17.1	6.2	10.9	82.9
	44	100.0	74.7	46.9	27.8	25.3	100.0	18.4	6.8	11.6	81.6
	45	100.0	75.6	48.4	27.2	24.4	100.0	20.4	7.1	13.3	80.4
	46	100.0	75.9	48.8	27.1	24.1	100.0	22.6	7.8	14.9	78.2
	47	100.0	78.8	49.8	29.1	21.2	100.0	21.1	7.6	13.5	78.9
	48	100.0	78.5	50.1	28.4	21.5	100.0	22.5	7.8	14.6	77.5
	49	100.0	81.0	51.1	29.9	19.0	100.0	20.8	7.1	13.7	79.2
	50	100.0	79.3	50.6	28.7	20.7	100.0	21.5	7.3	14.2	78.5
	51	100.0	79.1	51.2	27.9	20.9	100.0	24.7	8.6	16.1	75.3
	52	1.000	80.0	52.2	27.8	20.0	100.0	23.4	8.2	15.2	76.6
	53	1.000	80.6	53.0	27.6	19.4	100.0	24.7	8.1	16.6	75.3

(注) ここでいう高齢者は、男65歳以上、女60歳以上である。

(資料) 厚生省「被保護者全国一斉調査結果報告」,「厚生行政基礎調査報告」,総理府統計局「国勢調査報告」,「推計人口」より作成した。

ている推計人口の男子65歳以上と女子60歳以上の合計である。高齢者世帯に属する高齢者数は「厚生行政基礎調査報告」の高齢者世帯数を被保護者の場合と同じように単独世帯は1人、その他世帯は2人として高齢者数へ換算して用いている。高齢者世帯以外のその他世帯に属する高齢者数は、やはり、総数から高齢者世帯に属する高齢者数を減じた残差である。

この表をみると、被保護高齢者は高齢者世帯に属する高齢者、それも単独世帯に属するものが非常に多いことがよくわかる。そして、この傾向は今後も少しずつ強まっていくのではないかと思わ

れる。一方、高齢者全体の方では、高齢者世帯に属する高齢者は、まだ比較的少ない。しかし、こちらの方も急激に増加しつつあることは間違いない。

表7の世帯形態別にみた高齢者保護率の年次推移は表6から作成したものである。表6の左側にある被保護高齢者数を右側の対応する高齢者数で除して、千分比にして示してある。この表をみると、高齢者世帯に属する高齢者とくに単独世帯の保護率の高いことと、高齢者以外の世帯に属する高齢者の保護率の低いことがよくわかるであろう。いま1つ注目すべきことは、高齢者全体の保護率

表 7 家族形態別にみた高齢者保護率の年次推移

	総 数	高齢者世帯の高齢者			その他 高齢者	昭35ウエ イトによ る保護率
		総 数	単 独	その他		
昭35	32.6	197.9	330.6	106.2	12.6	32.6
40	32.3	144.7	229.6	91.5	12.2	26.8
41	...	...	...	...	...	...
42	33.7	137.5	225.8	84.6	12.4	26.4
43	33.7	142.3	246.5	83.4	11.3	26.3
44	33.9	137.7	233.8	81.3	10.5	24.9
45	34.2	126.6	233.7	69.7	10.4	24.0
46	35.0	117.4	220.0	63.8	10.8	23.4
47	35.7	132.9	233.5	76.6	9.6	23.7
48	34.7	121.3	222.4	67.3	9.6	22.7
49	32.9	128.0	235.3	72.0	7.9	22.0
50	32.1	118.2	223.0	64.5	8.5	21.5
51	30.5	97.5	180.8	52.9	8.5	18.9
52	29.4	100.3	186.5	53.7	7.7	18.5
53	28.6	93.4	187.1	47.5	7.4	17.9

(注) 表6の被保護高齢者数を高齢者数で除して千分比で示したものである。

は昭和35年から47年までわずかながら上昇してきており、昭和48年以降はじめて低下傾向をみせるのであるが、高齢者を高齢者世帯に属するものと、そうでないものとに分けて観察すると、それぞれの保護率は昭和35年以降ほぼ一貫して低下傾向を示しているということである。高齢者世帯に属す

るものと属さないものに分けてみると、それぞれの保護率が低下傾向を示しているのに、両者を合わせた高齢者全体の保護率が低下傾向を示さないのは、保護率の高い高齢者世帯に属する高齢者とくに単独世帯のウエイトが毎年増加しているからである。そこで、このウエイトを昭和35年ウエイトに固定して高齢者保護率を計算し直してみた。表7の一番右の行にその結果が出ている。昭和35年の32.6から出発して、昭和53年の17.9まで一貫して保護率が低下していることが明らかであろう。

高齢者世帯に属する高齢者の割合が、最近、増加してきていることはすでにみたが、今後もその増加傾向は続くのではないかと思われる。高齢者の家族形態についての将来推計が必要なのであるが、それは難しいので、ここには増加傾向がまだ続きそうだという目安になりそうな資料として、年齢階級別にみた単独世帯人口率および夫婦世帯人口率を用意してみた。表8と表9である。

表8は50～59歳、60～69歳、70歳以上の3年齢階級のそれぞれについて、当該年齢階級の人口に当該年齢階級と同じ世帯主年齢の単独世帯数と夫婦世帯数を対応させて示したものである。

表9は表8から作成したものである。50～59歳、

表 8 年齢階級別人口と世帯主年齢階級別単独および夫婦世帯数の年次推移

(単位: 千人, 千世帯)

	50～59歳 人 口	世帯主年齢50～59歳		60～69歳 人 口	世帯主年齢60～69歳		70歳以上 人 口	世帯主年齢70歳以上	
		単独世帯	夫婦世帯		単独世帯	夫婦世帯		単独世帯	夫婦世帯
昭 40	8,572	298	316	5,847	...	...	3,582	...	...
41	...	...	...	...	...	...	...	...	...
42	9,129	373	384	6,390	325	483	4,034	243	248
43	9,079	363	439	6,610	333	521	4,204	243	288
44	9,392	406	451	6,887	367	572	4,419	270	309
45	9,661	421	529	7,213	372	674	4,632	286	331
46	9,699	471	568	7,409	424	701	4,757	326	387
47	...	...	...	...	...	...	...	...	...
48	9,871	480	644	7,468	475	895	5,194	361	446
49	10,043	494	748	7,403	492	856	5,129	337	448
50	10,399	510	734	7,777	506	935	5,437	366	481
51	11,027	561	811	8,093	600	966	5,675	448	543
52	11,260	576	858	8,042	594	1,023	5,734	464	536
53	11,714	634	947	8,195	598	1,068	6,101	471	593

(注) 1. 単独世帯は住込み・寄宿舍等居住のものを含む。

2. 夫婦世帯は夫婦のみより成る世帯。

(資料) 厚生省「厚生行政基礎調査報告」

表 9 年齢階級別にみた単独および夫婦世帯人口率

(単位: %)

	50 ～ 59歳			60 ～ 69歳			70 歳 以上		
	単独世帯人口率	夫婦世帯人口率	計	単独世帯人口率	夫婦世帯人口率	計	単独世帯人口率	夫婦世帯人口率	計
昭 40	3.5	7.4	10.8	...	...	...	...	...	...
41	...	...	...	...	...	...	...	...	...
42	4.1	8.4	12.5	5.1	15.1	20.2	6.0	12.3	18.3
43	4.0	9.7	13.7	5.0	15.8	20.8	5.8	13.7	19.5
44	4.3	9.6	13.9	5.3	16.6	21.9	6.1	14.0	20.1
45	4.4	11.0	15.3	5.2	18.7	23.8	6.2	14.3	20.5
46	4.9	11.7	16.6	5.7	18.9	24.6	6.9	16.3	23.1
47	...	...	...	...	...	...	...	...	...
48	4.9	13.0	17.9	6.4	21.6	27.9	7.0	17.2	24.1
49	4.9	14.9	19.8	6.6	23.1	29.8	6.6	17.5	24.0
50	4.9	14.1	19.0	6.5	24.0	30.6	6.7	17.7	24.4
51	5.1	14.7	19.8	7.4	23.9	31.3	7.9	19.1	27.0
52	5.1	15.2	20.4	7.4	25.4	32.8	8.1	18.7	26.8
53	5.4	16.2	21.6	7.3	26.1	33.4	7.7	19.4	27.2

(注) 表8より作成した。

60～69歳、70歳以上の3年齢階級別に単独世帯および夫婦世帯という家族形態をとる人口の割合を年次推移で示している。この表の単独世帯人口率とは表8の単独世帯数を対応する人口で除したものであり、夫婦世帯人口率とは、表8の夫婦世帯数を2倍してから、対応する人口で除したものである。ところで、表8では、ある年齢階級の人口にそれと同じ年齢の世帯主がいる夫婦世帯を対応させている。世帯主の年齢はその年齢階級に属していても、配偶者の年齢はその年齢階級に属しているとは限らない。したがって、表9の夫婦世帯人口率には多少の狂いがあることを断っておく。

さて、表9をみると、3つの年齢階級のいずれにおいても、単独世帯人口率と夫婦世帯人口率の増加していることがわかるであろう。ところで、昭和53年の60～69歳は10年前の昭和43年には50～59歳であったわけであるが、そのときの50～59歳の単独世帯人口率と夫婦世帯人口率は合計して13.7%であった。それが10年後の昭和53年には33.4%に増えたことになる。昭和53年の50～59歳の単独世帯人口率と夫婦世帯人口率の合計は、すでに21.6%に上昇しているが、これから10年後、60～69歳になったときには、現在の60～69歳の単独世帯人口率と夫婦世帯人口率の合計33.4%をかなり上回ることが予想される。そして、このこと

は70歳以上についても同様であろう。

2) 高齢者の就業状況

高齢者の就業状況を就業率と求人倍率の2指標をとおして概観してみよう。

表10は年齢階級別にみた就業率の年次推移である。65歳以上の高年齢階級においては、就業率が低いこと、また、この低い就業率がさらに低下を続けていることが示されている。25歳未満の若い年齢階級においても就業率が低く、かつ、低下傾向が続いているが、これは就学率上昇の結果であろう。65歳以上の高年齢階級において就業率が低いのは、高齢の故に働く体力、気力を欠くということもあるであろうが、高齢者に対する労働力需要が低いことによるのも大きいと思われる。

表11は年齢階級別にみた求人倍率の年次推移である。求人倍率は高年齢階級ほど低く、不利になっている。求人倍率は、昭和48年のオイルショックを境にして、どの年齢階級においても落ち込むが、この落ち込みかたが高齢者ほど急激である点も見逃せない。

高齢者の就業率の非常に低いことをみたのであるが、このことと高齢者の保護率との間には、どういう関係があるであろうか。表12は年齢階級別にみた被保護者の就業率の年次推移を示したもの

表 10 年齢階級別にみた就業率

	男									女								
	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65～	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65～
昭30	84.4	58.1	┌──────── 92.5 ─────────┐				91.6		59.7	55.6	51.3	┌──────── 60.7 ─────────┐				56.6		29.1
35	84.0	52.0	86.5	94.4	96.1	95.5	95.3	84.8	56.9	53.8	48.1	69.8	53.8	56.0	58.4	58.5	46.4	25.6
40	81.2	35.8	85.2	96.1	96.5	96.5	95.9	85.8	55.9	50.1	35.3	69.3	48.3	50.4	58.8	59.6	45.0	21.9
45	80.8	30.6	79.2	96.0	96.8	97.1	96.2	85.1	49.1	49.3	33.1	69.1	44.9	47.7	57.0	61.5	44.4	17.9
46	81.1	29.8	79.5	96.5	97.4	96.9	96.1	85.3	47.6	48.2	31.3	67.7	42.6	45.6	55.4	60.5	44.6	16.4
47	80.8	26.2	79.1	95.5	97.0	96.9	96.2	84.3	46.5	47.1	27.8	65.9	42.0	45.2	54.9	60.4	43.0	15.5
48	81.1	24.3	77.9	95.6	97.1	97.4	96.5	84.9	46.5	47.7	27.6	65.8	43.6	46.3	55.7	60.9	44.2	16.9
49	80.6	22.8	75.8	95.1	97.2	97.1	96.2	84.3	45.0	45.9	23.4	64.3	42.4	44.2	53.9	59.9	43.0	15.7
50	79.7	19.5	73.8	94.5	96.8	96.4	95.5	83.2	43.6	45.0	21.3	64.1	41.4	43.0	53.1	59.3	43.0	15.2
51	79.3	18.1	72.5	94.4	96.4	96.5	95.3	83.0	42.2	45.0	18.7	64.6	43.1	43.4	53.8	59.4	43.5	15.2
52	78.9	17.0	70.0	95.1	96.7	96.1	95.8	81.3	41.2	45.8	19.3	65.4	44.7	45.3	54.6	60.4	44.0	15.3
53	78.4	17.1	68.7	93.9	96.0	96.4	95.3	81.4	40.8	46.4	19.7	66.0	45.3	46.3	56.1	61.2	44.9	15.8

(注) 就業者数を人口で除した。

(資料) 総理府統計局「労働力調査年報」

表 11 年齢階級別にみた求人倍率 (月間有効求人数/月間有効求職者数)

	男									女								
	総数	15～19 歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～54	55～	総数	15～19 歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～54	55～
昭41	1.14	2.09	1.37	1.37	1.21	1.16	1.03	0.23	0.07	0.82	1.92	0.66	0.79	0.86	0.80	0.54	0.15	0.09
42	1.62	2.93	1.90	1.99	1.84	1.90	1.43	0.45	0.12	0.95	2.23	0.71	0.95	1.19	1.16	0.65	0.25	0.12
43	1.81	3.70	2.05	2.18	2.11	2.07	1.60	0.57	0.15	1.03	2.59	0.73	1.02	1.36	1.25	0.74	0.32	0.15
44	2.23	5.46	2.53	2.80	2.64	2.56	1.92	0.69	0.17	1.27	3.68	0.91	1.29	1.65	1.51	0.88	0.37	0.17
45	2.10	6.07	2.30	2.51	2.57	2.45	1.78	0.69	0.15	1.22	4.14	0.85	1.28	1.65	1.40	0.82	0.38	0.17
46	1.44	4.12	1.54	1.95	2.04	1.74	1.33	0.74	0.16	0.96	3.22	0.64	1.12	1.48	1.13	0.69	0.36	0.18
47	1.84	5.08	1.96	2.40	2.60	2.38	1.91	1.33	0.25	1.31	4.49	0.83	1.46	2.15	1.75	1.15	0.60	0.24
48	2.77	8.34	2.93	3.11	3.58	3.43	3.00	2.32	0.53	1.76	6.53	1.11	1.77	2.91	2.43	1.69	0.94	0.45
49	1.44	4.96	1.78	1.57	1.89	1.83	1.47	1.07	0.22	0.86	3.51	0.65	0.88	1.31	1.03	0.66	0.38	0.19
50	0.69	2.62	1.13	0.93	1.07	0.97	0.67	0.41	0.08	0.62	2.93	0.50	0.60	1.05	0.87	0.49	0.23	0.10
51	0.74	2.73	1.34	1.00	1.16	1.08	0.78	0.49	0.10	0.69	3.08	0.57	0.67	1.17	1.03	0.61	0.27	0.11
52	0.65	2.34	1.24	0.87	0.96	0.90	0.64	0.41	0.10	0.48	2.03	0.41	0.46	0.78	0.68	0.41	0.21	0.09
53	0.75	2.47	1.56	1.08	1.09	1.08	0.76	0.46	0.11	0.50	2.00	0.46	0.51	0.77	0.73	0.45	0.21	0.08

(資料) 労働省「労働力年報」, 各年10月。

表 12 年齢階級別にみた被保護者の就業率の年次推移

(単位: %)

	男						女					
	15～19歳	20～29	30～39	40～59	60～64	65歳以上	15～19歳	20～29	30～39	40～59	60～64	65歳以上
昭30	57.3	40.8	43.7	53.2	45.6	30.7	51.7	45.8	63.2	62.1	36.6	20.6
41	44.6	31.3		...	...	16.7	48.8	40.4		...	...	10.8
44	38.6	29.5	27.5	24.6		14.7	45.4	31.7	44.7	33.8		9.9
45	21.1	20.4	22.2	20.5	15.4	12.2	26.9	23.2	35.0	28.8	15.6	7.4
46	26.0	20.4	20.8	20.8	14.4	10.6	32.9	26.7	39.5	32.6	16.5	7.2
47	24.4	21.8	20.7	19.7	14.5	10.9	27.6	26.9	40.2	32.2	16.7	8.4
48	20.3	20.4	19.9	19.1	13.8	11.8	23.0	25.3	39.0	31.3	16.1	8.7
49	17.4	17.7	17.1	16.1	11.8	9.9	19.4	21.1	38.1	29.1	13.2	7.2
50	17.7	16.6	15.6	15.4	11.6	9.5	17.1	19.9	35.5	27.1	14.4	7.8
51	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
52	16.4	17.4	15.3	14.4	9.9	8.6	15.9	22.8	34.1	25.8	12.5	5.9
53	16.2	17.9	15.1	13.7	10.0	7.1	17.0	24.0	36.1	26.0	11.4	5.5

(資料) 厚生省社会局「被保護者全国一斉調査結果報告」

表 13 就業・不就業別にみた年齢階級別被保護者率の年次推移

		昭41	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
男	就業者											
	15～19歳	7.2	6.7	4.3	5.6	6.8	6.1	5.5	6.8	...	8.9	9.5
	20～29	...	0.9	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	...	0.5	0.5
	30～39	...	2.3	1.7	1.5	1.5	1.3	1.1	1.0	...	0.9	0.9
	40～64	5.6	3.8	2.9	2.8	2.7	2.5	2.0	2.0	...	1.9	1.8
	65歳以上	9.8	9.8	8.5	7.8	8.3	8.6	6.9	6.8	...	5.8	4.7
	不就業者											
	15～19歳	5.4	5.2	7.1	6.8	7.5	7.6	7.7	7.6	...	9.3	10.1
	20～29	...	13.8	14.5	13.8	13.5	13.7	12.5	12.2	...	12.5	11.6
	30～39	...	182.1	193.2	196.3	179.5	187.0	176.4	154.2	...	139.1	127.5
女	40～64	162.6	156.3	152.8	149.0	146.5	152.9	145.1	134.9	...	133.8	132.2
	65歳以上	62.2	59.3	58.7	59.8	59.2	55.8	52.1	50.2	...	42.8	42.1
	就業者											
	15～19歳	8.3	7.6	5.1	6.7	7.1	6.3	5.8	6.7	...	7.4	8.4
	20～29	...	2.3	1.5	1.7	1.7	1.5	1.2	1.2	...	1.5	1.6
	30～39	...	10.8	7.8	8.6	8.9	8.0	7.5	7.2	...	6.7	6.9
	40～64	15.0	11.3	8.4	9.2	9.3	8.7	7.5	7.3	...	6.6	6.6
	65歳以上	18.1	20.4	16.0	17.3	22.0	20.3	17.1	19.0	...	13.0	11.3
	不就業者											
	15～19歳	5.2	4.8	6.8	6.2	7.1	7.9	7.4	8.8	...	9.4	10.1
	20～29	...	6.7	6.9	6.0	5.8	5.6	5.2	5.4	...	5.9	6.2
	30～39	...	14.9	15.9	13.4	13.2	13.0	11.7	11.9	...	12.8	12.8
	40～64	29.0	28.5	30.4	27.8	28.3	28.2	26.6	27.0	...	27.4	28.2
	65歳以上	41.3	41.9	43.8	44.2	44.3	43.0	40.9	40.3	...	37.5	36.3

(注) この被保護者率は就業者については就業被保護者数を就業者数で、不就業者については不就業被保護者数を不就業者数で除して千人当りで示したものである。

(資料) 表10と12に同じ。

である。被保護者の就業率の低いこと、また、低い就業率が毎年さらに低くなっていくことが読みとれる。なお、被保護者の場合には、性とか年齢階級による就業率の差が比較的小さいことも特徴である。

表13の就業者・不就業者別にみた被保護者の比率は、表10と表12の基礎になった資料から作成したもので、若い年齢階級と高年齢階級それぞれの就業被保護者数と不就業被保護者数とをそれぞれ同一年齢階級の就業者総数と不就業者総数で除して、千分比にして示したものである。これをみると、就業者と不就業者とでは被保護者比率に大きな差があることがわかる。また、この差は年齢階級によって異なっており、若い年齢階級の男子では差が非常に大きいのが特徴的である。高齢者と女子では、保護率の大小に就業率以外の要因が相対的により強く作用していることを示すのであろう。

なおまた、30～39歳男子の不就業の場合の被保護者比率が極端に高いが、これはおそらく、この場合の不就業は失業という場合もあるだろうが、大部分は病気や身心の障害等のため就業できない状態にあり、かつ、20～29歳にくらべて親からの扶養も難しいという年齢であるからではないだろうか。

高齢者の就業率は、今後どうなるであろうか。65歳以上の高年齢階級における就業率が毎年低下してきていることは、すでにみたとおりである。しかし、この就業率の低下は、その内訳を調べてみると、農林業における自営業主あるいは家族従業者としての就業者の急減によるのが大きいのである。表14は65歳以上の男子についてみたものであるが、農林業主あるいは家族従業者としての就業率は昭和40年の25.3から昭和52年には13.6とほぼ半減している。一方、非農林業主あるいは家族従業者としての就業率はほぼ一定の割合を維持している。また、雇用者はごく最近までは実数、割

表 14 65歳以上男子の就業状況の年次推移

(単位: 千人)

	総 数	有 業 者 数								無業者数
		総 数		農林業主・家族従 業		非農林業主・家族 従業		雇 用 者		
		実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	
昭40	2,700	1,381	51.1	682	25.3	330	12.2	357	13.2	1,320
43	3,026	1,609	53.2	744	24.6	389	12.9	476	15.7	1,418
46	3,299	1,682	51.0	650	19.7	412	12.5	621	18.8	1,616
49	3,646	1,727	47.4	555	15.2	434	11.9	738	20.2	1,918
52	4,071	1,792	44.0	552	13.6	504	12.4	736	18.1	2,279

(資料) 総理府統計局「就業構造基本調査報告」

表 15 年齢階級別にみた有病率の年次推移

	総 数	0 歳	1~4	5~14	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~74	75~
昭30	37.9	28.6	28.7	17.4	25.0	38.5	45.5	61.3	77.5	86.3	70.8
34	45.9	41.0	37.5	25.8	26.7	39.3	57.1	72.7	88.5	97.5	95.4
40	63.6	56.7	36.2	30.2	28.1	43.7	72.5	95.7	143.1	177.8	177.5
45	93.6	87.9	75.2	50.5	33.2	56.8	86.2	126.6	200.8	257.0	249.5
46	110.3	96.5	92.4	63.0	41.4	68.5	101.9	160.5	241.5	314.2	326.4
47	130.2	185.5	156.6	79.6	52.4	80.0	109.9	163.9	236.1	340.7	325.1
48	127.2	123.9	125.4	78.3	50.3	77.9	106.8	160.0	241.2	335.6	358.4
49	101.2	103.9	103.7	62.4	36.4	57.8	83.7	115.0	197.0	291.1	367.0
50	109.9	96.5	129.6	70.1	40.4	64.0	85.5	129.3	195.5	312.6	328.1
51	116.4	110.8	111.6	69.3	41.6	60.8	86.4	136.4	218.0	352.1	407.7
52	115.7	126.6	126.0	64.1	37.4	60.6	81.9	142.2	214.4	327.8	411.7
53	110.9	114.6	116.8	67.1	39.1	56.9	75.5	125.8	199.1	317.8	384.8

(注) 有病率とは一時点の傷病件数を人口千対であらわしたものである。

(資料) 厚生省「国民健康調査」

合共に増加の傾向にあったことが示されている。高齢者の就業率の今後の動向は、農林業における就業率の低下がどこまで続くかということと、最近若干の落ち込みをみせている雇用者としての就業率が立ち直るかどうかにかかっている。

なお、高齢者世帯に限定した就業率については末尾の表25を参照していただきたい。高齢者世帯においても、最近、就業者なしの世帯の割合が増加傾向にあることが示されている。

3) 高齢者の健康状態

高齢者の健康状態がどのように変化しているかを他の年齢階級と比較しながら簡単に考察してみたい。

表15は年齢階級別に有病率の年次推移をみたものである。これをみると、高齢者の有病率の高いことがよくわかる。しかし、この高い有病率も最初から高かったのではない。昭和30年の有病率を

みてみると、高齢者の有病率も、当時は15~24歳の有病率の3倍程度にすぎない。現在では、15~24歳の有病率の10倍近くになっているが、それにくらべると相対的にかなり低い有病率であったといえよう。その後の有病率の増加速度の差が現在のような年齢階級別にみた有病率の大幅な差をもたらしたといえる。

高齢者の有病率の動向について、いま1つ注目すべき点は、若い年齢階級では昭和47年頃をピークにして、それ以降の有病率に減少傾向がみられるが、高齢者の有病率には、そのような減少傾向がはっきりとは認めにくいことである。

表16は年齢階級別に受療率の年次推移をみたものである。この受療率の年次推移にも、すでにみた有病率の年次推移とよく似た傾向が認められる。すなわち、高年齢階級では受療率が急激に上昇してきていること、若い年齢階級においても受療率は上昇しているのであるが、その上昇速度は比較

表 16 年齢階級別にみた受療率の年次推移

	総 数	0 歳	1～4	5～14	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
昭30	33.0	36.6	27.5	18.4	35.8	46.9	40.6	37.0	34.0	31.7	23.0
35	48.1	52.3	49.6	31.3	48.8	56.2	53.8	61.1	51.9	43.4	42.0
40	59.1	75.1	57.3	42.6	49.0	60.0	64.7	70.2	79.6	83.5	65.8
45	69.8	89.6	81.0	50.4	46.2	63.1	71.3	85.3	103.3	116.4	99.3
46	60.8	87.6	69.2	51.3	42.5	51.2	57.1	69.2	88.3	101.8	95.1
47	62.1	74.9	68.6	49.0	39.7	50.1	61.0	73.2	91.0	113.0	120.4
48	71.8	97.3	83.8	59.8	44.2	55.0	64.8	80.3	100.0	143.5	161.2
49	68.5	74.7	67.6	48.9	38.8	53.6	62.7	78.9	100.9	153.9	185.6
50	70.5	77.7	72.5	54.6	37.6	51.6	63.4	81.3	103.7	157.2	186.4
51	71.9	82.3	76.7	54.0	41.1	52.9	61.6	82.0	104.5	155.3	192.4
52	72.1	79.7	74.1	55.7	37.4	51.4	60.4	81.0	105.7	164.5	203.3
53	70.7	78.7	71.0	52.1	37.6	50.9	58.2	79.2	106.1	159.2	197.9

(注) 受療率とは1日調査（毎年7月の第2水曜日）による人口千人当たり患者数のことである。

(資料) 厚生省「患者調査」

表 17 年齢階級別にみた生活保護患者率

(単位: %)

	総 数	0 歳	1～4	5～14	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
昭40	4.01	0.53	1.41	2.22	1.41	3.05	5.32	5.81	6.66	8.46	9.80
41	4.11	0.65	1.08	2.34	1.37	2.90	5.21	6.43	6.46	9.06	10.91
42	4.36	0.81	1.28	2.58	1.40	2.71	4.99	6.19	6.77	9.88	13.81
43	4.40	0.58	0.70	2.11	1.38	2.88	5.52	5.83	7.33	10.36	11.95
44	4.20	0.45	0.78	2.03	1.28	2.78	4.83	5.61	6.70	9.63	12.35
45	4.04	0.50	1.06	1.96	1.33	2.55	4.58	5.27	6.16	9.06	11.55
46	4.76	0.53	0.66	2.13	1.42	3.09	5.80	6.59	7.48	10.55	13.18
47	4.49	0.20	0.43	1.21	1.45	3.27	5.48	5.84	7.13	9.23	10.35
48	4.17	0.27	0.59	1.47	1.30	2.69	5.28	5.58	7.28	7.99	7.54
49	4.12	0.44	0.80	1.26	1.30	2.87	5.24	5.19	6.64	6.93	6.24
50	3.96	0.16	0.43	1.31	1.19	2.62	5.26	5.50	6.15	6.15	6.20
51	3.74	1.14	0.53	1.27	1.00	2.45	5.12	5.17	5.76	6.08	5.07
52	4.08	0.15	0.67	0.99	1.26	2.78	5.60	5.94	6.27	5.91	5.43
53	4.04	0.31	0.67	1.41	1.43	2.62	5.79	5.87	6.07	5.10	5.21

(注) 生活保護患者率とは患者数に占める生活保護法の適用を受けている患者数の割合のことである。なお、1日調査（毎年7月の第2水曜日）である。

(資料) 厚生省「患者調査」

的ゆるやかであり、また、昭和48年以降になると上昇がとまって、横ばいに近い状態になることである。そのため、高年齢階級の受療率は昭和30年頃までは非常に低く、どの年齢階級の受療率よりも低い位だったのであるが、最近では、他の年齢階級の何倍もの高さになってしまっている。なお、高年齢階級において、最近も受療率がやや上昇しているのは、昭和48年から始まった老人医療制度のような医療制度上の変化による影響があるものと考えられる。有病率と受療率を比較してみるとわかるように、若い年齢階級では有病率と受療率が比較的接近しているが、高年齢階級では受療率

が有病率をかなり下回っているので、医療制度の変化が受療率に影響する余地が大きいといえるのかもしれない。

表17は生活保護患者率、すなわち、生活保護の適用を受けている患者数の患者総数に占める割合を年齢階級別に求めて示したものである。

生活保護患者率は昭和40年代前半は高年齢階級ほど高くなる傾向を示していた。しかし、その後、昭和47年頃から65～74歳、75歳以上の両高年齢階級では生活保護患者率の急速な低下が生じており、昭和53年現在、35歳以上ではどの年齢階級の生活保護患者率も大体同じ位の割合になってきている。

表 18 年齢階級別にみた患者数に占める入院患者の割合の年次推移 (単位: %)

	昭40	45	50	51	52	53
総 数	14.0	13.4	13.2	13.5	13.5	14.2
0 歳	5.0	5.9	8.6	8.1	7.6	9.8
1 ~ 4	2.1	1.8	2.2	2.3	1.7	2.5
5 ~ 14	4.7	4.2	4.3	4.4	3.7	4.2
15 ~ 24	13.5	14.7	14.2	12.7	12.2	12.3
25 ~ 34	17.4	16.1	15.6	15.6	15.4	16.3
35 ~ 44	16.5	14.9	14.7	15.1	15.1	15.8
45 ~ 54	17.3	15.2	14.7	14.9	15.3	15.5
55 ~ 64	18.7	17.0	15.1	15.7	15.5	15.9
65 ~ 74	18.9	19.2	17.2	18.5	18.1	18.8
75 ~	17.8	19.6	19.2	21.0	22.6	23.3

(注) 病院、一般診療所、歯科診療を合わせた全施設についての計数である。

(資料) 厚生省「患者調査」

高年齢階級では、受療率が急速に上昇してきて、他の年齢階級にくらべて相対的にかなり高くなってきていることを先にみたが、生活保護患者率は逆にかなり急速に低下しているといつてよい。

高年齢階級において、生活保護患者率が低下してきているということは、医療の必要が原因で生活保護を受けるようになる高齢者が比較的少なくなっていることを示すものである。医療制度上の諸改善の結果であろう。なお、高齢者の医療費水準が他の年齢階級にくらべて相対的に変化していないかどうかを調べておく必要がある。直接、医療費の金額を比較する資料が見当らなかったのて、ここでは、間接的に、入院患者率、すなわち、患者数に占める入院患者数の割合を調べてみた。表18によると、高年齢階級では入院患者の割合が

比較的大きいことが示されている。また、昭和40年以降の入院患者率の推移をみても、高年齢階級の入院患者率が他の年齢階級の入院患者率にくらべて相対的に減少したというような事実もなさそうである。

表19は年齢階級別に人口千人当り生活保護患者数の年次推移をみたものである。この人口千人当り生活保護患者数は表16の受療率と表17の生活保護患者率を相乗してから100で割って求めたものである。念のために計算式を記しておこう。

$$\text{受療率} = (\text{患者数} \div \text{人口}) \times 1,000$$

$$\text{生活保護患者率} = (\text{生活保護患者数} \div \text{患者数}) \times 100$$

$$\text{受療率} \times \text{生活保護患者率} \div 100$$

$$= (\text{患者数} \div \text{人口}) \times 1,000$$

$$\times (\text{生活保護患者数} \div \text{患者数})$$

$$\times 100 \div 100$$

$$= (\text{生活保護患者数} \div \text{人口})$$

$$\times 1,000$$

さて、この人口千人当り生活保護患者数は、高年齢階級ほど高い比率を示している。また、昭和40年以降の年次推移を追ってみると、若い年齢階級では比率に若干の減少傾向がみられるのであるが、高年齢階級では昭和48年頃までは比率がかなり増大しており、その後、減少するが、しかし、以前にくらべると、まだまだ高い水準にあるという経過をたどっている。このため、若い年齢階級と高年齢階級における人口千人当り生活保護患者数の相対的な差は拡大してきて、現在もかなり開

表 19 年齢階級別にみた人口千人当り生活保護患者数の年次推移

	昭40	45	46	47	48	49	50	51	52	53
総 数	2.4	2.8	2.9	2.8	3.0	2.8	2.8	2.7	2.9	2.9
0 歳	0.4	0.4	0.5	0.1	0.3	0.3	0.1	0.9	0.1	0.2
1 ~ 4	0.8	0.9	0.5	0.3	0.5	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5
5 ~ 14	0.9	1.0	1.1	0.6	0.9	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7
15 ~ 24	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5
25 ~ 34	1.8	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.4	1.3
35 ~ 44	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4	3.3	3.3	3.2	3.4	3.4
45 ~ 54	4.1	4.5	4.6	4.3	4.5	4.1	4.5	4.2	4.8	4.6
55 ~ 64	5.3	6.4	6.6	6.5	7.3	6.7	6.4	6.0	6.6	6.4
65 ~ 74	7.1	10.5	10.7	10.4	11.5	10.7	9.7	9.4	9.7	8.1
75 ~	6.4	11.5	12.5	12.5	12.2	11.6	11.6	9.8	11.0	10.3

(注) 表17の受療率と表18の生活保護患者率を相乗して求めた。

いているという状況にある。

高齢階級において、このように人口千人当り生活保護患者数比率が増大した主たる原因は受療率の増大にあるといえる。生活保護患者率は、最近では、35歳以上の年齢階級では、どの年齢階級をとっても殆ど差がなくなったことはすでにみたとおりである。しかし、受療率に大きな差があるため、人口千人当り生活保護患者数比率も大きな差を示しているといえる。高齢者の受療率が高いのは有病率が高いからだと考えると、最終的には有病率の差に原因を帰することができよう。

4) 公的な老齢年金と保護率の関係

最後に公的な老齢年金の給付状況と高齢者の保護率の関係について検討をしてみる。

表20は昭和46年の「厚生行政基礎調査報告」中の計数から作成したものである。高齢者の家族形態を高齢者世帯と高齢者のいる世帯に分け、高齢者世帯については、さらに有業人員の有無別に分けられている。そして、公的年金受給者の有無別に被保護世帯の割合がどう違うかを千分比で示したものである。なお、この表の公的年金受給者は老齢年金に限られていないので、障害年金や遺族年金の受給者等も含まれているはずである。それから、先に表4で高齢者世帯の保護率を観察したが、この表20の保護率はそれとは計算の根拠資料が異なるので一致していない。こちらの保護率は過少ではないかと思われる。しかし、ここでは保護率の水準を議論するのではなく、各種要因によ

って保護率にどれだけ差が生じるかを議論するのであるから、これはこれでよいことにする。

さて、この表から公的年金が高齢者の保護率にどの位関係するかを探ってみよう。まず目につくのは、高齢者世帯全体の106.4という保護率に対して、高齢者のいる世帯全体の保護率は8.2にすぎないということである。このことから判断すると、高齢者の保護率に影響する最も大きな要因の1つは家族形態であるといえよう。次に、就業者の有無も高齢者の保護率に影響するところが大きい。同じ高齢者世帯であっても有業人員0人では210.1の保護率で、有業人員1人以上の場合の26.2を大きく上回っている。

以上の2要因にくらべると、公的年金受給者の有無と保護率の関係は、少なくとも昭和46年の時点では、まだ比較的小さいようである。ただし、公的年金は制度の種類によって差があるようである。厚年・船保と共済・恩給の受給者の場合は保護率が比較的低い。とくに、共済・恩給受給者の保護率の低いのが目立っているように思われる。一方、国民年金受給者は拠出制、福祉年金ともに保護率が非常に高く、公的年金受給者なしの保護率とあまり差がないみたいである。このように公的年金制度の種類によって高齢者世帯の保護率に大きな差を生じるのは、制度の種類によって年金給付水準に差があることと無関係ではあるまい。

昭和46年の時点においては、公的年金による高齢者保護率に対する効果は、まだ小さいものであることをみたが、その後どうなったであろうか。

表 20 公的年金等受給の種類別にみた高齢者世帯および高齢者のいる世帯の世帯保護率(昭和46年)

	高 齢 者 世 帯									高 齢 者 の い る 世 帯		
	総 数			有業人員0人			有業人員1人以上					
	全世帯	被保護世帯(%)		全世帯	被保護世帯(%)		全世帯	被保護世帯(%)		全世帯	被保護世帯(%)	
総 数	1,366.1	145.3	106.4	595.3	125.1	210.1	770.8	20.2	26.2	6,447.3	53.2	
国民年金(拠出)	21.7	2.9	133.6	11.2	2.4	214.3	10.4	0.5	48.1	101.1	0.5	4.9
国民年金(福祉)	314.5	53.6	170.4	177.2	46.8	264.1	137.3	6.8	49.5	1,567.6	17.3	11.0
厚年・船保	129.3	4.3	33.3	50.9	4.1	80.6	78.5	0.1	1.3	359.8	3.1	8.6
共済・恩給等	255.4	6.4	25.1	152.6	5.9	38.7	102.8	0.5	4.9	908.6	3.1	3.4
公的年金なし	689.0	79.5	115.4	229.3	66.9	291.8	459.7	12.6	27.4	3,741.3	30.6	8.2

(注) 公的年金受給の種類別には若干の重複があるようで合計が総数と一致しない。合計が総数を3~4%上回るようである。

(資料) 厚生省「昭和46年厚生行政基礎調査報告」

表 21 老齡年金受給権者 1 人当たり年金額の年次推移

(単位: 円)

	昭46	47	48	49	50	51	52	53
厚生年金	192,747	199,691	458,412	538,427	667,740	826,285	913,634	992,390
船員保険	254,532	264,634	610,704	710,646	873,406	1,089,580	1,200,250	1,300,724
共済組合	417,177	482,507	609,553	799,826	1,051,368	1,220,246	1,339,871	1,466,496
恩給	266,357	296,022	402,072	538,827	754,650	867,071	957,631	...
国民年金(拠出)	52,174	52,140	129,888	142,708	169,317	197,077	217,061	233,031
“(福祉)	27,581	35,283	52,606	78,563	130,711	146,029	161,049	175,801
(参考)								
第Ⅰ・5分位消費水準	195,900	219,036	255,396	300,384	340,092	407,868	448,452	474,288

(注) 1. 共済組合は国家公務員, 地方公務員, 公共企業体職員, 私学教職員, 農林漁業団体職員の平均値である。

2. 恩給は文官と都道府県知事裁定の平均値である。軍人恩給は含まれていない。

3. 第Ⅰ・5分位消費水準は「家計調査年報」による全国全世帯 1 人当り平均消費支出額である。12倍して年額に換算してある。

(資料) 総理府社会保障制度審議会編「社会保障統計年報」総理府統計局「家計調査年報」

まず, 昭和46年以降の公的な老齡年金の給付水準の推移をみることにする。

表21は主なる公的年金制度について老齡年金受給権者 1 人当り老齡年金額をまとめたものである。公的な老齡年金にはいろいろの種類の制度があるが, まず目につくのは, 国家公務員, 地方公務員および公共企業体職員等の共済組合の老齡年金給付水準の高いことである。また, それと対照的に, 国民年金の給付水準の低いのも目立っている。昭和46年以降, 厚生年金等共済組合以外の被用者年金制度の 1 人当り老齡年金額は比較的急速に上昇しており, 最近では, 共済組合の年金給付水準に, かなり近づいてきていることは間違いない。しかし, まだ差はあるようである。数字をあけてみると, 例えば, 共済組合との格差が最も大きい厚生年金の 1 人当り老齡年金額は, 共済組合と比較して, 昭和46年当時, 46.2%の水準にすぎなかったのであるが, 昭和53年現在では67.7%にまで上昇してきている。このように被用者の年金制度では厚生年金に限らず, 1 人当り老齡年金額が上昇してきて, 共済組合の給付水準に近づいているのであるが, 国民年金は拠出制, 福祉年金共に, まだかなり低い水準にとどまっている。例えば, 拠出制の老齡年金額をみると, 昭和46年に共済組合の給付額の12.5%という水準にあったが, 昭和53年には若干上昇して, 15.9%の水準になっているにすぎない。国民年金制度は発足してからの年数が少なく, 拠出期間の短かい受給者が比較的多いことにもよるのであろう。

なお, 年金の給付水準が実質的にも上昇してきていることをみるために, 総理府統計局の「家計調査年報」の計数から作成した所得が最も低い階層である第Ⅰ・5分位階層の 1 人当り消費水準との比較表を添えてみた。これによると, たとえば厚生年金の 1 人当り老齡年金額は, 昭和46年には第Ⅰ・5分位階層 1 人当り消費水準額の98.4%であったのが, 昭和53年には 209.2%と倍増していること。そして, これは共済組合の昭和46年の給付水準とほぼ一致するものであること。また, 国民年金の給付水準は, 上昇してきてはいるが, 昭和53年現在, まだ, 拠出年金で第Ⅰ・5分位階層の 1 人当り消費水準の49.1%, 福祉年金で37.1%であることなどが知れるであろう。

表22は老齡年金の受給人員の年次推移をまとめたものである。表20で, 昭和46年当時, 高齢者世帯と高齢者のいる世帯のどちらにも公的年金なしという世帯が半数を越えていること, そして, 公的年金なしの高齢者世帯の場合には保護率が非常に高いことをみた。その後, 老齡年金の受給権者数は老齡人口の増加率を上回る急速な伸び率で増大しているので, 公的年金なしという高齢者世帯は少なくなってきたことが予想される。表20と同一調査による計数ではないが, やはり同じ厚生省の調査である「国民生活実態調査」の最近のものによると, 高齢者世帯のうちで年金・恩給を受けている世帯の割合は昭和51年現在で83.4%であり, また, 60歳以上の高齢者のいる世帯のうちで年金・恩給を受けている世帯の割合は昭和52年現在

表 22 老齢年金受給権者数と60歳以上人口に対する割合の年次推移

(単位: 人)

	昭46	47	48	49	50	51	52	53
厚生年金	600,864	690,548	775,077	889,017	1,031,308	1,234,565	1,436,593	1,639,950
船員保険	15,226	16,725	18,180	20,307	22,994	26,177	29,181	33,117
共済組合	602,384	662,556	715,617	770,716	830,452	899,805	967,663	1,040,764
恩給	230,476	221,619	212,991	204,133	194,629	186,794	177,433	...
国民年金(拠出)	229,470	517,854	789,230	1,382,262	2,730,824	3,395,493	3,919,716	4,426,350
“(福祉)	3,670,111	3,989,145	5,104,031	4,905,673	4,613,574	4,381,365	4,169,933	3,964,804
(参考) 60歳以上人口に対する割合 (%)								
厚生、船保、共済、恩給の合計	12.6	13.4	14.0	14.9	15.8	17.3	18.8	...
国民(拠出、福祉)	33.9	37.8	48.0	49.8	55.8	57.4	58.1	58.7

(注) 1. 共済組合は国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、私学教職員、農林漁業団体職員の合計値である。

2. 恩給は文官と都道府県知事裁定の合計値である。

(資料) 総理府社会保障制度審議会編「社会保障統計年報」、総理府統計局「推計人口」

で78.7%であるということである。このことから判断すると年金・恩給を受給する世帯が増えてきたことは間違いない。

このことをさらに年金制度別にみるために表22に付記した老齢年金受給権者数の60歳以上人口に対する割合を調べてみよう。老齢年金の受給開始年齢は制度によってまちまちであり、60歳以上人口とは厳密には対応しないのであるが、大まかな判断をするには差支えないかと思うのである。これによると、昭和46年当時、老齢年金受給権者数は60歳以上人口の46.5%であるが、その後、毎年上昇してきて、昭和52年には76.9%になったことが知れる。しかし、老齢年金受給権者数の増加の中味が問題になる。制度別に検討してみると、どの制度においても受給権者数が増大しているが、とくに国民年金の受給権者数の増大が目立っている。昭和46年当時、この表に示してある国民年金以外の制度全体の老齢年金受給権者数は60歳以上人口の12.6%であったが、それが昭和52年には18.8%に増えている。一方、国民年金の老齢年金受給権者数は、拠出年金と福祉年金両方を合わせて、昭和46年に60歳以上人口の33.9%であったのが、昭和52年には58.1%に増えている。言い換えれば、老齢年金受給権者数は昭和46年の535万人から昭和52年の1,070万人に、ちょうど倍増しているが、その増加数535万人の84%は国民年金の老齢年金受給権者の増加449万人によるものである。先にみたように、国民年金の給付水準は比較

的に低いので、老齢年金受給権者数が増大したといっても、保護率の減少に対する効果は見た目ほど大きくはならないかもしれない。

表20のような資料が、その後作成されていないようなので、ここでは、年金水準の上昇の高齢者保護率に対する効果を間接的な資料で検討してみることにする。

表23は、生活保護を廃止することになった高齢者世帯について、その廃止の理由が最近どのように変化してきているかをみたものである。これを見ると、以前は傷病の治ゆとか死亡・失そうという理由による保護廃止が比較的多く、両者を合計すると昭和45年には60.7%あったのであるが、以後、減少してきて昭和52年には35.3%に減っている。代って増加してきた廃止理由は年金・仕送り等の増加である。年金・仕送りとなっていて、年金のほかに仕送りも含まれているので、年金だけの効果とは言えないのであるが、これによってある程度の判断はできるであろう。年金・仕送り等の増加を理由とする保護廃止の割合は、昭和45年には8.0%と少なかったのであるが、昭和52年には20.2%に増加してきている。高齢者世帯のうちでも、とくに夫婦世帯に、これを理由とする保護廃止が多いようで、昭和45年当時すでに19.8%を占めていたが、昭和52年には40.1%に増加してきているのが注目される。

生活保護を受けている高齢者世帯で、年金・仕送り等の増加を理由とする保護の廃止が増えてき

表 23 高齢者世帯について、主な理由別にみた保護廃止割合の年次推移

(単位: %)

	傷病の 治ゆ	死 亡 失 そ う	働 き による 収入増加等	年金・仕送り等の増加				施設入所	医療費の 他法負担	そ の 他
				総 数	単身世帯	夫婦世帯	そ の 他			
昭 45	21.7	39.0	3.2	8.0	6.1	19.8	19.8	...	...	28.0
46	18.6	39.3	4.4	8.6	7.1	17.5	18.7	...	...	29.1
47	17.5	37.3	4.4	7.8	6.9	14.3	12.6	10.1	...	22.9
48	11.2	32.1	4.3	10.4	8.8	20.9	17.5	12.4	...	29.6
49	8.7	33.3	6.2	12.3	10.3	24.3	23.1	13.9	...	25.7
50	7.5	34.4	5.1	14.1	11.5	30.8	28.8	12.4	7.7	19.0
51	5.5	30.5	4.7	16.3	13.8	32.3	32.5	13.4	9.5	20.2
52	5.5	29.8	4.2	20.2	17.5	40.1	24.2	13.1	6.3	20.9
53	5.2	30.0	3.8	17.6	15.4	28.1	25.9	13.7	6.2	23.3

(注) 1. 「傷病の治ゆ」は世帯主および世帯員に関するものの合計。

2. 「働きによる収入増加等」は働き手の転入を含む。

3. 「夫婦世帯」は18歳未満の子のいる場合を含む。

(資料) 厚生省統計情報部「生活保護動態調査報告」

表 24 被保護受給者と全受給者の老齢年金受給権者数および1件当り金額に関する比較(昭和51年)

	被保護受給者(A)		全 受 給 者(B)		AのBに対する比	
	受給権者数	1件当り金額	受給権者数	1件当り金額	受給権者数	1件当り金額
厚 生 年 金	人 4,307	千円 36.3	人 1,234,286	千円 68.9	% 3.5	% 52.7
船 保 ・ 共 済	1,727	30.7	1,218,060	88.9	1.4	34.5
国民年金(拠出)	27,055	13.9	3,395,493	16.4	8.0	84.8
国民年金(福祉)	171,636	12.0	4,381,284	12.2	39.2	98.4

(注) 1. 被保護受給者は7月1日現在、全受給者は12月末日現在の計数である。

2. 全受給者の1件当り金額は月額に換算するために年金額を12で除している。

3. 船保・共済は被保護受給者についての計数が老齢年金のみになっていないため全受給者についても老齢年金、障害年金、遺族年金の合計を示した。

(資料) 被保護受給者については厚生省社会局「被保護者全国一斉調査結果報告(昭51)」, 全受給者については社会保障制度審議会編「社会保障統計年報」。

たということは、これを逆に考えると、年金を受けようになったり、年金額が増加したという理由で保護開始の必要がなくなった人が相当にいることを予想させる。最近の公的年金水準の上昇は高齢者世帯における保護開始率の減少と何らかの関係があるとみてよさそうである。なお、保護廃止の理由として、施設入所というのも比較的多い。特別養護老人ホーム等に入所するものが、最近急増していることを反映しているのであろう。

表24は厚生年金、船保・共済、国民年金に分けて、生活保護を受けている受給権者と一般の受給権者(前者を含む)それぞれの昭和51年時点における受給件数と1件当り受給金額を比較したものである。生活保護を受けている方は「被保護者全国一斉調査」によるものであり、一般の受給者の方は社会保障制度審議会編「社会保障統計年報」

によるものである。なお、「被保護者全国一斉調査」では、船保・共済については、老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金等を含んだ形で計数が示されており、老齢年金だけを抽出できない。したがって、一般受給者の方も、それに合わせて、老齢年金、障害年金および遺族年金の合計を示している。

さて、この表には被保護者世帯の年金受給件数の一般の年金受給件数に対する千分比を計算して添えておいた。それによると、船保・共済年金受給者の保護率が1.42で最も低い。厚生年金の老齢年金受給者の保護率は3.35と若干高くなるが、それでも高齢者全体の保護率にくらべるとはるかに低い。国民年金受給者の保護率は、拠出制の老齢年金で7.97、老齢福祉年金で39.17である。前者は比較的低いが、後者は高齢者全体にくらべても

若干高めなのではないかと思われる。1件当たり平均金額を比較してみよう。船保・共済、厚生年金ともに、被保護者は、一般にくらべて年金額がかなり少ないのが特徴的である。船保・共済の場合には、とくに少なく、被保護者の年金額は一般の3分の1程度にすぎない。これは、被保護者の方には老齢年金にくらべると金額が低い障害や遺族年金等の受給者のウェイトが多いというような事情があるのかもしれない。いずれにしても、被保護者は、一般の者にくらべて低い年金額を受給していることは確かである。国民年金の場合には、福祉年金は被保護者と一般が当然のことながら同一金額になるが、拠出年金の方ももともと年金額が低い故もあってか、被保護者と一般の間にそれほど金額差はないようである。

前に表20で、昭和46年時点における高齢者のいる世帯の保護率を家族形態別、有業者の有無別および公的年金の受給状況別に検討した。この表24の保護率は表20と違い、保護率算出の単位が受給件数になっている。また、家族形態別、就業状況別に分けられていない。したがって、表20の保護率と直接比較することは適当でないのであるが、強いて比較すると、表20の高齢者のいる世帯全体の保護率とくらべるとわかるように国民年金の老齢福祉年金を除いては、どの年金制度においても、保護率が減少したのではないかとと思われるのである。

表25は、表20と同じ表を、それ以後の年次について求めることができなかったで、その代りに用意してみたものである。公的年金に関する要因を欠くのであるが、高齢者世帯について、就業者の有無別にみた保護率の年次推移が示してある。なお、これは先にみた表4の高齢者世帯保護率とも一致するものである。

この表25によると、高齢者世帯の保護率は就業者の有無にかかわらず減少してきている。この保護率減少は、公的年金水準の上昇という要因のほか、たとえば、表24でふれたような特別養護老人ホーム等の施設入所者数増加とか、老人医療費制度の創設にともなう医療扶助の減少のような、そのほかいくつもの要因が働いて生じたのであろう。したがって、公的年金水準の上昇という要因だけならば、高齢者世帯の保護率は表26に示されているほどには減少しなかったと考えることができる。

さて、きわめて大雑把であるが、次のように考えてみた。表20によると、昭和46年の時点では、若干の重複を無視するならば、高齢者世帯全体の中で厚年・船保と共済・恩給等を受給している世帯は合計28.2%である。また、国民年金を受給している世帯は拠出年金と福祉年金を合計して24.6%。そして、公的年金なしという世帯が50.4%である。この構成割合が昭和52年の時点においてどのように変化したかである。先の表22によると、

表 25 就業者の有無別にみた高齢者世帯保護率の年次推移

	昭44	46	50	51	52	53
高齢者世帯数(千世帯)						
総 数	1,075.2	1,366.1	1,619.4	1,894.4	1,920.9	2,026.5
就業者あり	618.4	770.8	900.5	984.4	998.1	1,014.2
就業者なし	456.8	595.3	718.9	910.0	922.8	1,012.3
被保護高齢者世帯数(十世帯)						
総 数	18,735	19,852	23,329	23,036	22,358	23,542
就業者あり	2,773	2,107	2,312	1,802	1,918	1,710
就業者なし	15,962	17,745	21,017	21,234	20,440	21,832
高齢者世帯保護率(%)						
総 数	174.2	145.3	144.1	121.6	116.4	116.2
就業者あり	44.8	27.3	25.7	18.3	19.2	16.9
就業者なし	349.4	298.1	292.3	233.3	221.5	215.7

(注) 高齢者世帯保護率は被保護高齢者世帯数を高齢者世帯数で除して求めた。

(資料) 高齢者世帯数は厚生省「厚生行政調査報告」、被保護高齢者世帯数は厚生省「被保護者全国一斉調査結果報告」による。

国民年金以外の公的な老齢年金の受給権者数が60歳以上の人口に占める割合は昭和46年12.6%, 昭和52年18.8%となっている。約50%, 比率が増大したことになる。そこで, 表20の厚年・船保および共済・恩給等を受給している高齢者世帯の割合も昭和46年の28.2%から50%増大して, 昭和52年には42.3%になったと仮定する。同様に考えて, 国民年金を受給している高齢者世帯の割合は昭和46年の24.6%から71%増大して, 昭和52年には42.1%になったと仮定する。そうすると, 公的年金を受給している高齢者世帯の割合は昭和52年現在で84.4%であり, 残りの15.6%は公的年金の受給なし世帯ということになるが, これは先に述べた「国民生活実態調査」による, 昭和51年現在, 高齢者世帯の83.4%が年金・恩給を受給しているという結果と殆ど一致しているといえよう。

次は, 昭和52年時点における保護率である。1人当り老齢年金額と第Ⅰ・5分位消費水準を比較すればわかるように, 公的年金の給付水準は実質的に上昇してきているから, 保護率も減少してきているはずである。しかし, どの位減少したのか見当がつかない。そこで, ここでは, 一応原則として, 昭和46年と同じ保護率を仮定することにした。ただし, 国民年金については拠出年金と福祉年金の老齢年金受給権者の構成比の変化を, 厚年・船保については老齢年金給付水準の著しい実質的上昇を考慮して若干の修正を加えてある。すなわち, 国民年金の保護率は, 昭和46年の拠出年金の保護率133.6と福祉年金の保護率170.4を昭和52年の拠出年金と福祉年金それぞれの老齢年金受給権者数で加重平均して152.6としている。厚年・船保と共済・恩給の保護率は, 厚年・船保にも共済・恩給と同じ保護率を適用することとし, 共済・恩給の昭和46年の保護率25.1をそのまま共通にとっている。そして, 公的年金なしの保護率は昭和46年のまま115.4としている。

そうすると, 計算によると昭和52年の高齢者世帯の保護率は92.9になるはずである。表20によると昭和46年の高齢者世帯保護率は106.4であるから, 昭和46年を100とすると昭和52年は87.3になる。つまり, 公的年金水準上昇の結果, 保護率が

12.7%減少したということになる。ところで, 表25の高齢者世帯保護率について昭和46年を100とすると, 昭和52年は就業者あり70.3, 就業者なし74.3で, 両者を単純平均すると72.3になる。すなわち, 27.7%の減少率であるが, このうちの半分近い12.7%は公的年金水準上昇の結果であるということになろう。もっとも, 上述の仮定計算の方法にはいろいろ問題がある。公的な老齢年金を受給している高齢者世帯のウェイトの定め方が荒っぽいのは別としても, 保護率を原則として昭和46年の水準に据置いたのには非常な難点がある。厚年・船保, 共済・恩給等の被用者年金保険の給付水準の実質的な上昇率はきわめて大きいし, 国民年金も拠出年金は, 昭和46年は第Ⅰ・5分位消費水準の27%弱であったのが, 昭和52年には48%強に上昇している。公的年金水準上昇の保護率に対する減少効果はもう少しあるのではないかと思われるのである。この点については, 今後, さらに検討を重ねて, より正確なものを求める必要があると考えている。

なお, 仮定計算による高齢者世帯の保護率減少を実際の高齢者世帯の保護率減少と比較する際に, 就業者ありとなし両高齢者世帯の保護率減少率の単純平均値を用いたのは, 表25をみるとわかるように, 高齢者世帯の就業者ありとなしの割合が昭和46年と52年では異なってきたからである。高齢者世帯総数を用いたのでは就業状況の変化の影響が出てくるであろう。

ま と め

以下に4つのことを述べて, まとめとする。

第1は, 高齢者の保護率は家族形態によって影響される部分が非常に大きいことである。就業状況, 健康状態, 公的年金制度のような要因が強く影響するのは, 高齢者世帯の高齢者の場合ではないかと思われる。高齢者世帯以外の世帯の高齢者の場合には, 上記3要因の条件が悪くても, 生活保護を受けるような状態にはなかなかならないようである。

第2は, 高齢者の保護率は, 昭和48年頃まで比較的高水準に停滞していたかのようにみえるが,

それは見かけ上のことにすぎないということである。高齢者を家族形態別に分類して、それぞれの保護率を分析してみると、いずれの家族形態においても、高齢者の保護率は減少してきている。高齢者世帯の高齢者の保護率は非常に高いのであるが、それなりに次第に減少してきている。全体としての高齢者保護率が高水準に停滞して、少しも減少しないように見えるのは、保護率の高い高齢者世帯のウエイトが増加してきているためである。

第3は、昭和49年以降、高齢者以外の保護率は、それまでの減少傾向がとまり、横ばいあるいは増大しているのに、高齢者の保護率は依然として減少し続けていることである。高齢者は、いろいろの点で、高齢者以外の者にくらべて非常に不利な条件にある。それにもかかわらず、保護率が減少し続けているのである。そして、それは年金水準

の向上とか、医療制度の改善等の効果による部分が比較的大きいように思われるのである。

最後に第4として、本報告に欠けている点を2つだけあげておく。1つは、家族形態、就業状況、健康、公的年金水準という4つの要因をとりあげて個別的に保護率との関係を観察したが、それらの4要因が保護率にどう影響しているかを総合的に分析することができなかったことである。いま1つは、ボーダーライン階層の高齢者に関する分析が欠けていることである。高齢者に限らず、貧困の分析をするには、保護率の分析だけでは不十分である。生活保護階層とボーダーライン階層を合わせて、その増減、相互間の流出入等进行分析する必要がある。そういったことを今後の課題としたい。